

暴力団排除推進へ

6月定例会で条例案可決

6月定例会は5日から14日まで開かれ、補正予算2件、条例制定や改正7件など11議案について審議した。このうち、町の組織を改正する「事務分掌条例」と「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の2議案については否決。総額96億9498万円とする一般会計、総額18億8246万4千円とする介護保険事業特別会計の両補正予算と、「播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例」などは原案通り可決、承認した。なお、今回は9人の議員が一般質問を行い、町当局の考えをたじた。

また、その前月10日に行われた臨時会では、補正予算1件や工事請負契約締結2件など5議案が提出され、裁判上の和解と一般会計補正予算を否決したほかは、いずれも原案通り可決、承認した。

▼昨年10月に稲美町で開催された加古川地区安全・安心まちづくり住民大会



条例

暴力団排除推進条例を可決

「播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例」は暴力団による不当な影響を排除し、安全・安心な住民生活を守るため提案され、これを全会一致で原案通り可決した。この条例では、暴力団排除を推進するための基本理念を掲げ、町・住民・事業者の役割や施策などを定めている。平成24年10月1日から施行される。県では平成23年4月から暴力団排除条例を施行。これに違反者に対する罰則が盛り込まれていること

とから、町条例では罰則を設けていない。

組織再編を行う「事務分掌条例」、「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の両議案は、委員会での審査後、賛成少数でいずれも原案を否決した。

条例

組織改正の2条例を否決

「グループ」を「課」に変更したうえで組織の新設、統廃合を行うもの。教育委員会部局のスポーツ・文化を町長部局に移管し、「ちいき振興課」や「こども課」を設けるとともに、政策調整と財政の担当を「企画財政課」として一体化する。

委員会審査では、両議案を付託された総務建設常任委員会が厚生教育常任委員会との連合審査会を開催した。主な質疑は次の通り。

「統括」を「課長」などに改め、一般的な名称でわかりやすくなる。こども課の新設で、子どもに関することは、この課でワンストップを目指し効率的で評価できる。

連合審査会で答弁された「資料請求には応じられない」「修正には応じられない」では、現状維持の意味を持つ「否決」という選択肢しか議会には残されていない。

暴力団排除の基本理念

- 暴力団は、住民生活から断固として排除されなければならない。
- 暴力団を恐れず・利用しない、暴力団に利益供与しない、暴力団事務所などの存在を許さず暴力団の活動を防止することを基本とする。
- 県や関係機関などとの連携を図りながら、町、住民、事業者が相互に連携、協働して、社会全体として暴力団排除を推進しなければならない。

主な施策など

- 契約事務など町の事務・事業において必要な措置を講じる。
- 暴力団排除の重要性などについて啓発活動を行う。
- 暴力団による犯罪などから青少年を守るための教育、情報の提供、そして啓発に取り組む。
- 県が実施する暴力団排除に関する施策に協力する。



否決となった組織改正案の骨子

- 住民にわかりやすい組織
 - ◇グループ → 課
 - ◇統括 → 課長
 - ◇リーダー → 副課長
 - ◇リーダー補佐 → 係長
- 地域の活性化と住民との協働による町づくり
 - ◇「ちいき振興課」の新設
- 重点施策の推進と事務分掌の見直し
 - ◇政策調整と財政の担当を「企画財政課」として一体化
 - ◇「こども課」の新設
 - ◇生涯学習グループを廃止し、教育委員会事務局を「教育総務課」と「教育推進課」に再編

「こども課」の新設による総合的

「こども課」の新設による総合的